

堺中活協第5号
令和2年4月10日

堺市中心市街地活性化協議会
委 員 各 位

堺市中心市街地活性化協議会
会 長 隈 元 英 輔

堺市中心市街地活性化協議会臨時協議会の書面決議について

拝啓 堺市中心市街地活性化協議会委員の皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。当協議会に格別のご高配とご協力を賜り心より御礼申し上げます。

さて、このたび堺市中心市街地活性化協議会の規約改正に関する書面決議をご提案申し上げたくご連絡申し上げます。本件は、新型コロナウイルスの感染拡大により堺市中心市街地活性化協議会の開催が危ぶまれる場合を想定して、協議会の書面開催を規定するものでございます。

委員の皆様におかれましては、議案書をご高覧の上、別紙の「堺市中心市街地活性化協議会規約改正についての表決書」に記名押印の上、同封の返信用封筒にて、**令和2年4月24日（金）必着**でご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 堺市中心市街地活性化協議会臨時協議会議案書
2. 堺市中心市街地活性化協議会規約改正についての表決書

以上

※ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

【事務局】堺まちづくり株式会社 担当：野口・吉田
堺市堺区中瓦町2-3-18 高砂屋ビル3階
TEL：072-275-6630

堺市中心市街地活性化協議会臨時協議会議案書

議案 1 堺市中心市街地活性化協議会規約の一部改正について

堺市中心市街地活性化協議会規約第 11 条に第 3 項を追加し、緊急事態により予定していた協議会が開催できない場合の書面開催を可能とする。なお、その場合の議決に関する規定は通常開催と同じとする。

(書面表決等)

- 第 11 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、その委員は会議に出席したものとみなす。
- 2 会長は、緊急を要する事項または簡易な事項については、書面により各委員の賛否を求めて会議の議決に代えることができる。
 - 3 会長は、緊急の事態等により協議会を開催できない場合、書面により各委員の賛否を求めて会議の議決に代えることができる。

附 則

この規定は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

堺市中心市街地活性化協議会規約（新旧対照表）

旧	新
<p>(書面表決等)</p> <p>第11条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、その委員は会議に出席したものとみなす。</p> <p>2 会長は、緊急を要する事項または簡易な事項については、書面により各委員の賛否を求めて会議の議決に代えることができる。</p>	<p>(書面表決等)</p> <p>第11条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、その委員は会議に出席したものとみなす。</p> <p>2 会長は、緊急を要する事項または簡易な事項については、書面により各委員の賛否を求めて会議の議決に代えることができる。</p> <p>3 会長は、緊急の事態等により協議会を開催できない場合、書面により各委員の賛否を求めて会議の議決に代えることができる。</p>

堺市中心市街地活性化協議会規約改正についての表決書

堺市中心市街地活性化協議会
会 長 隈 元 英 輔 殿

私は、令和2年4月10日付にて貴殿から書面により提案のありました堺市中心市街地活性化協議会規約改正についての議案に関して、以下の通り表決します。なお、本議案に関しては、堺市中心市街地活性化協議会規約第11条第2項の規定に基づき、会議の議決とみなすことに同意いたします。

記

堺市中心市街地活性化協議会規約の改正について

賛成する

反対する

いずれかを○で囲って下さい。

以上

令和2年 月 日

堺市中心市街地活性化協議会

委 員 _____ ⑩